別紙様式３（一般競争入札）

令和２年度　根釧東部森林管理署測量・建設コンサルタント等業務契約状況

令和2年5月28日

分任支出負担行為担当官
根釧東部森林管理署長　　松本　康裕　印

業務名	履行場所	業務区分	業務概要	入札方式
養老牛迂回線林道（林業専用道）外新設測量・設計業務	北海道標津郡中標津町養老牛根釧東部森林管理署４３６林班外	測量・設計業務	林道新設２，２００ｍの実施設計	一般競争入札（総合評価）

予定価格（税抜き）	調査基準価格（税抜き）	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所
１３，８８０，０００円	１０，９７６，３０７円	令和2年　5月22日	北海道札幌市中央区北4条東2丁目8番地6　（株）北海道森林土木コンサルタント

契約金額（税抜き）	業務着手の時期	業務完了の時期
１３，０００，０００円	令和2年　6月	令和3年　2月

○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づく競争参加資格
　別添「入札公告」のとおり
○ 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
　別添「競争参加資格確認結果書」のとおり
○ 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
　別添「入札執行調書」のとおり
○ 予決令第91条第２項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
　・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準別添「入札公告」のとおり
　・落札理由　技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。
○ 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合　（令和2年11月9日追加記入）
　・変更契約年月日　令和2年10月23日　・変更後の契約金額（税抜き）　１３，１００，０００円
　・変更の理由　本業務の履行中、林道の終点について現地精査したところ延長を30m増とした地点が適当であることから変更契約を行った。
　・変更後の業務完了の時期　令和3年2月
○ 成績評定の結果　（令和3年2月25日追加記入）
　業務成績評価　８０点、技術者成績評価（管理技術者　８１点、照査技術者　８０点）

入札公告(業務)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

ただし、本入札に係る落札の決定及び契約の締結は、当該業務に係る令和２年度予算が成立し、予算執行の事務手続きが整うことを条件とします。

本業務は、受発注者間の情報共有システムの活用の試行業務である。

令和２年３月３０日

分任支出負担行為担当官
根釧東部森林管理署長　　三浦　学

１　業務概要

(1)　業 務 名　養老牛迂回線林道（林業専用道）外新設測量・設計業務（電子入札対象案件）

(2)　業務場所　北海道標津郡中標津町養老牛　根釧東部森林管理署４３６林班外

(3)　業務内容　林道新設２，２００ｍの実施設計

(4)　履行期間　契約締結日の翌日から令和３年２月１０日まで

(5)　本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(6)　本業務は、予定価格が１千万円を超える場合、落札者となるべき者の予定価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という」。）第85条に規定する基準に基づく価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。

(7)　本業務は、予定価格が１百万円を超え１千万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から根釧東部森林管理署長が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の業務を課す業務である。

(8)　本業務は、入札者の提示する専門的知識・技術・創意等によって、調達価格に比して事業の成果に相当程度の差異が生じるため、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。

(9)　(6)又は(7)に該当する業務については、技術提案の確実な履行を確保する必要があるため、技術提案の履行確実性についても評価の対象とする。

２　競争参加資格

(1)　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条に規定する特別の理由がある場合に該当する。

(2)　令和１・２年度の北海道森林管理局における測量・建設コンサルタント等に係るＡ等級又はＢ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

(3)　建設コンサルタント登録規程に基づき森林土木の登録を受けていること。

(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く）でないこと。

(5)　平成１６年４月１日から平成３１年３月３１日までの１５年度間に元請けとして、以下に示す契約金額１百万円以上の同種の業務を実施した実績を有すること。

なお、同種業務の実績が林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理支署長、森林管理事務所長、治山センター長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第４の３に規定する業務成績評定表の業務成績評定点（以下「業務成績評定点」という。）が６０点未満のものを除く。

同種業務：林道事業における新設、改良、災害復旧、特殊修繕に係る実施設計業務又は林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道若しくは作業道整備実施設計業務

(6)　北海道森林管理局長等が発注した業務で当該業務と同種業務のうち、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの２年度間に完了した業務の実績がある場合であって、業務成績評定を実施している場合においては、業務成績評定点（60点以下も含む。）の平均が６０点以上であること。

(7)　当該業務に係る技術提案書が適正であること。

なお、技術提案書の提出がない場合又は技術提案書に提案内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合であって、業務が適切に履行できないと判断される者には競争参加資格を与えない。

(8)　次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとする。

①　技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第１項に規定する技術士の登録（森林部門（森林

土木）又は森林土木に該当する総合技術管理部門の登録に限る。）を受けた者、博士（森林土木に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（森林部門（森林土木）の登録に限る。）、林業技士（森林土木）のいずれかの資格を有するもの、又は次のいずれかに該当する者でなければならない。

・学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法108条第2項に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者
・短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者
・学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む）後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上ある者

② 平成１６年４月１日から平成３１年３月３１日までの１５年度間に、上記（5）の同種業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した同種業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点、管理技術者に係る技術者成績評定点及び照査技術者に係る技術者成績評定点が６０点未満のものは実績として認めない。

(9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 北海道森林管理局管内に本店、支店又は営業所を有している者。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）

(12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書を提出し、分任支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、技術提案書には、次に掲げる事項について記載すること。

① 業務実施体制

② 予定管理技術者の経験及び能力
③ 企業の実績、能力及び信頼性
④ 業務の実施方針等
⑤ 技術提案（特定テーマ：林業専用道を選定する上での踏査、検討手法について）

(2) 申請書、資料及び技術提案書の提出期間、場所及び方法
① 提出期間：令和２年３月３１日～令和２年４月１３日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の９時００分から１７時００分まで（12時00分から13時00分を除く）。
② 場　　所：〒０８６－１６５２　標津郡標津町南２条西２丁目１番１６号
根釧東部森林管理署　業務グループ土木担当
電話 0153-82-2202（NTT）050-3160-6675（IP）
③ そ の 他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとする。ただし、入札説明書5(1)②による合計ファイル容量が３MBを超える場合、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参又は郵送（書留郵便等で配達記録が明らかになるものに限る。締切日時必着）すること。

(3) (2)に規定する期限までに申請書、資料及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

４　総合評価落札方式に関する事項
(1) 総合評価の方法
① 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）は、(2)に定める各評価項目における評価点の合計とし、技術提案等の内容により最大６０点を与える。
② 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）は、入札価格を予定価格で除して得た数値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分６０点）を乗じて得た値とする。
価格点＝入札価格に対する配分得点×（１－入札価格／予定価格）
③ 総合評価は、入札者の申込みに係る①と②の合計点による「評価値」をもって行う。
評価値 ＝ 技術点 ＋ 価格点

(2) 技術提案書の評価
① 技術提案の審査にあたっての評価項目を以下のとおり示す。
ア 予定管理技術者の経験及び能力に関する事項
技術者資格、同種業務の実績、過去に担当した同種業務の成績、技術者の専任性、継続教育
イ 企業の実績、能力及び信頼性に関する事項
低入札価格調査基準価格等を下回る価格による同種業務の受注実績、過去に受注した同種業務の成績、信頼性
ウ 業務の実施方針に関する事項
業務理解度、実施手順の妥当性
エ 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度、社会的要請

② 技術点の配点は、①のアについては25点、イ及びウについては10点、エについては15点とする。

③ 技術提案に関する事項の履行確実性に関する評価

技術提案に関する事項の履行確実性を評価する場合の評価項目は次のとおりとする。

ア 業務内容に対応した費用が計上されているか。

イ 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

ウ 品質管理体制が確保されているか。

エ 再委託先への支払い等の内容は適切か。

④ 技術提案に関する事項の履行確実性を評価する場合の技術点の算定

技術提案に関する事項の履行確実性を評価する場合の技術点は、①のエの技術提案に関する事項の評価点について、③のアからエまでの評価項目について総合的に審査のうえ、与えられる評価に応じた履行確実性度（1.0/0.75/0.5/0.25/0）を乗じて得た値とする。

(3) 落札者の決定方法

① 次の要件をすべて満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が１千万円を越える業務について、落札者となるべき者の入札価格によると当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約と締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案の審査の結果、必須の評価項目がいずれも無得点でないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合はくじで落札者を決定する。

５ 入札手続等

(1) 担当部局

〒０８６－１６５２ 標津郡標津町南２条西２丁目１番１６号
根釧東部森林管理署 総務グループ経理担当
電話 0153-82-2202（NTT）050-3160-6675（IP）

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和２年３月３０日から令和２年５月１５日まで（休日を除く）の９時から１７時まで（12時00分から13時00分を除く）。

② 場　　所：〒０８６－１６５２ 標津郡標津町南２条西２丁目１番１６号
根釧東部森林管理署 情報閲覧コーナー 電話 0153-82-2202（NTT）

③ そ の 他：配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのＣＤ－Ｒ（未使用のものに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合
入札開始日時　令和２年５月１３日９時００分（水曜日）
入札締切日時　令和２年５月１８日１５時３０分（月曜日）
② 紙入札方式により持参する場合は、令和２年５月１８日（月曜日）１５時３０分に根釧東部森林管理署入札室へ持参の上、入札すること。
③ 開札は、令和２年５月１８日１５時３０分（月曜日）
根釧東部森林管理署入札室において行う。
④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金　免除
② 契約保証金　納付。納付額は、請負代金額の１０分の１以上とする。(保管金の取扱店　日本銀行根室代理店)
ただし、一定の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものとする。
ア　利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店　日本銀行札幌東代理店)
イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証(取扱官庁　根釧東部森林管理署)
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効
① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記２に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のないものに該当する。

(4) 契約書作成の要否　　要　（落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に作成する。）

(5) 関連情報を入手するための照会窓口については、上記５(1)に同じ。

(6) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３(2)により申請書等を

提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(7)　資料の内容についてのヒアリング
資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。
なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(8)　技術提案に基づく技術提案書の採否
技術提案書に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格の通知に併せて通知する。

(9)　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成１６年７月　林野庁）による。

(10)　技術提案書に関するヒヤリングとは別に、技術提案に関する事項の履行確実性を評価するために、ヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。
なお、ヒアリングに応じない者及び追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(11)　発注者綱紀保持対策について
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。
（不当な働きかけ）
①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
②　指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(12)　詳細は入札説明書による。
また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契

約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局＞公売･入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞資料７：北海道森林管理局競争契約入札心得

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ（ http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html ）をご覧下さい。

［別添］

競争参加資格確認結果書

１　業　務　名：　　養老牛迂回線林道（林業専用道）外新設測量・設計業務
２　発注機関名：　　根釧東部森林管理署
３　入札公告日：　　令和２年３月３０日
４　競争参加資格確認結果通知日：令和２年４月１７日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
(株)北海道森林土木コンサルタント	有	

（別添）　第12号様式

入札執行調書（総合評価落札方式）

入札物件番号（第　　号）	業務名：養老牛迂回線林道（林業専用道）外新設測量・設計業務

入札業者名	技術評価点					第１回入札			備考	第２回入札			備考
	総計	技術者評価	企業評価	業務の実施方針	技術提案	入札価格（消費税抜き）円	評価値	評価順位		入札価格（消費税抜き）円	評価値	評価順位	
(株)北海道森林土木コンサルタント	50.0	25.0	10.0	6.0	9.0	13,000,000	53.804	1	落札				

注）上記金額は、入札者が見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額である。

入札執行月日　　令和　2　年　5　月　18　日

開札結果は上記の金額のとおり相違ありません。

執行官	農林水産技官	山田　広幸	印
立会職員	農林水産技官	吉岡　英夫	印
確認職員	農林水産技官	吉岡　英夫	印